

千葉県放課後児童健全育成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、本市が行う放課後児童健全育成事業（以下「育成事業」という。）について、同法及び千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第51号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 本市が設置する条例第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所の名称は、子どもルーム（以下「ルーム」という。）と称し、別表第1のとおりとする。

（事業内容）

第3条 第1条の育成事業とは、ルームにおいて次の各号に掲げる活動を行う事業をいう。

- （1）児童の健康管理及び安全確保並びに情緒の安定に関すること。
- （2）遊びに対する意欲及び態度の形成に関すること。
- （3）遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- （4）児童の遊びの状況の把握及び家庭への連絡に関すること。
- （5）家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成上必要な活動。

（運営相談員）

第4条 育成事業を円滑に遂行するため、条例第10条に規定する放課後児童支援員の他、ルームにルーム運営相談員を配置する。

（対象児童）

第5条 育成事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、小学校に就学している児童であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- （1）本市に居住している又は市内の小学校に通学していること。
- （2）保護者が労働等により昼間家庭にいないこと。
- （3）保護者が、育成事業の利用について、第14条に定める利用料の滞納がないこと。

2 前項に規定するもののほか、市長が特別の事由により適当と認めた児童について、対象児童とすることができる。

（実施期間）

第6条 育成事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（休業日）

第7条 育成事業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- （1）日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで

(4) その他市長が指定する日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設定することができる。

(利用時間)

第8条 育成事業の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 基本時間

ア 月曜日から金曜日まで 授業終了後(当該日が千葉市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年千葉市教育委員会規則第1号)第19条の2各号に規定する日(以下「長期休業日等」という。)又は学校行事等による振替休業日である場合にあっては午前8時とする。)から午後6時まで

イ 土曜日 午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 延長時間 月曜日から金曜日の午後6時から午後7時まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の申込み)

第9条 育成事業を利用しようとする対象児童の保護者は、千葉市放課後児童健全育成事業利用申込書(様式第1号)に、必要な書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

(利用の承認等)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を千葉市放課後児童健全育成事業利用承認・不承認通知書(様式第2号、又は様式第3号)により当該保護者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認する場合において、利用の開始は月単位とする。

3 市長は第1項の承認にあたってやむを得ないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、必要な範囲内において、利用の開始日の指定その他の条件を付することができる。

(変更の届出)

第11条 前条の規定による利用の承認を受けた対象児童の保護者は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 申込書の記載事項に変更があったとき。

(2) 育成事業の利用を取り止めるとき。

(3) 月の初日から末日までの全日にわたって、育成事業の利用をしないとき。

(4) 延長時間の利用を開始又は利用を取り止めるとき。

2 前項の規定による届出は、千葉市放課後児童健全育成事業利用変更届(様式第4号)に、必要な書類を添付しなければならない。

3 同条第1項第2号から第4号による届出の受付期限は、原則として、利用変更を希望する月の前月10日（第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日）までとする。ただし、市長が緊急と認めた場合はこの限りでない。

（利用ルームの変更）

第12条 利用ルームの変更を希望する保護者は、千葉市放課後児童健全育成事業利用ルーム変更申込書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みに係る承認・不承認の決定については、第10条の規定を準用する。

（利用承認の取消し等）

第13条 市長は、次の各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を一時停止させることができる。

（1）保護者が、育成事業を利用する対象児童又は対象児童の兄弟姉妹について、次条に定める利用料を滞納したとき。

（2）育成事業の利用に係る児童が対象児童でなくなったとき。

（3）その他市長が育成事業の運営上必要であると認めたとき。

2 前項の規定により、利用を取り消し又は利用を一時停止させる場合には、千葉市放課後児童健全育成事業利用取消し（停止）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（利用料）

第14条 保護者は、別表第2に定める利用料を納付しなければならない。

2 月の途中において、育成事業の利用を開始し、又は利用しない日があった場合であっても、当該月の利用料はその全額を納付しなければならない。ただし、第10条第3項に定める月の途中において育成事業の利用を開始した場合、又は月の途中において利用を取り止めた場合における当該月に納付すべき利用料は、日割によって計算した額とする。

3 利用料は、当該月分をその月の末日（12月分にあつては、翌月の1月4日）までに納付しなければならない。ただし、その日が第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日をもって納期限とみなす。

（不徴収）

第15条 保護者から第11条第1項第3号の事由による届出があったときは、当該月の利用料は徴収しない。

（減額又は免除）

第16条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

2 減額及び免除に関し必要な事項は、別に定める。

（減額又は免除の申請）

第 17 条 前条の規定による利用料の減額又は免除を受けようとする保護者は、千葉市放課後児童健全育成事業利用料減額・免除申請書（様式第 7 号）に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（減額又は免除の決定）

第 18 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、利用料の減額又は免除の可否を決定し、その旨を千葉市放課後児童健全育成事業利用料減額・免除決定通知書（様式第 8 号）又は千葉市放課後児童健全育成事業利用料減額・免除却下通知書（様式第 9 号）により当該保護者に通知するものとする。

（減額又は免除の理由の変更等の届出）

第 19 条 第 16 条の規定による利用料の減額又は免除を受けている保護者は、当該減額又は免除の期間内において、その理由が変更し、又は消滅したときは、速やかに、千葉市放課後児童健全育成事業利用料減額・免除理由変更・消滅届（様式第 10 号）により市長に届け出なければならない。

（減額又は免除の取消し）

第 20 条 市長は、減額又は免除を受けている保護者が次の各号の一に該当するときは、当該減額又は免除を取り消すものとする。

（1）申請に虚偽の事項を記載する等、不正な行為によって減額又は免除を受けていることが判明したとき。

（2）減額又は免除の理由が消滅したにもかかわらず、前条に規定する変更等の届書を提出しないとき。

2 前項第 1 号の規定に該当することにより減額又は免除を取り消された保護者は、当該減額又は免除の決定の対象となった月分の、前項第 2 号の規定に該当することにより減額又は免除を取り消された保護者は、当該減額又は免除の理由が消滅した日の属する月分から、所定の利用料を納付しなければならない。

（利用料の還付）

第 21 条 既納の利用料は還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

（委託）

第 22 条 市長は、育成事業の運営について事業者に委託することができる。

（委任）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条、第 1

9 条、別表第 2 中※ 5、様式第 1 号、様式第 4 号から様式第 6 号及び様式第 8 号から様式第 10 号までの規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号、様式第 4 号、様式第 5 号及び様式第 7 号までの規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、第 8 条、別表第 1 及び様式第 1 号から様式第 2 号までの規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日時点で在籍する児童の利用料については、当該児童が継続して利用する間、別表第 2 の規定にかかわらず、次の表及び次の規定を適用する。

世帯区分	基本時間利用料			延長時間 利用料
	7・8 月以外	7 月	8 月	
一般世帯	7, 400 円	8, 100 円	9, 600 円	1, 000 円
前年度市区町村民税の所得割課税 額が 5, 000 円未満である世帯	3, 700 円	4, 050 円	4, 800 円	500 円

前年度市町村民税非課税世帯又は 生活保護世帯	無料	無料
---------------------------	----	----

- ※ 1 生活保護世帯とは、この事業を利用する日におけるその該当の有無をいう。
- ※ 2 市町村民税非課税世帯及び市町村民税の所得割課税額が 5 千円未満である世帯とは、この事業を利用する日の属する年度の前年度におけるその該当の有無をいう。
- ※ 3 同一世帯で 2 人以上の児童が利用する場合は、2 人目以降の児童については上記利用料金の半額とする。ただし、延長時間の利用料はこの限りではない。
- ※ 4 第 13 条第 2 項による利用料の日割額の計算については、次の式により算出するものとする。

$$[\text{利用料月額}] \times [\text{該当月の取り止め日までの開設日数又は利用開始日以降の開設日数 (25 日を越える場合は 25 日)}] \div 25 \text{ 日}$$
 (ただし、10 円未満は切り捨てるものとする。)

- ※ 5 19 歳未満の扶養親族がいる世帯については、申告に基づき扶養控除をあったものとみなして、市町村民税額を算定した場合に得られる課税額に基づいた世帯区分の利用料に再認定する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、別表第 1 及び様式第 1 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の入所の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、別表第 1、様式第 1 号及び様式第 4 号の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の入所の

申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２９年３月２１日から施行する。この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表第 1

子 ど も ル ー ム 一 覧

名 称	位 置	備 考
生浜東小学校	中央区生実町 1 9 2 8	
大森小学校	中央区大森町 2 6 8	
大森小学校（高）	中央区大森町 2 6 8	
寒川小学校	中央区寒川町 1－2 0 5	
寒川小学校（高）	中央区寒川町 1－2 0 5	
新宿小学校	中央区新宿 2－1 5－1	
新宿小学校（高）	中央区新宿 2－1 5－1	
新宿地区	中央区新宿 1－8－1 4	
蘇我	中央区今井 3－7	
蘇我小学校（高）	中央区今井 3－1 5－3 2	
蘇我地区	中央区今井 1－1 4－3 8	
鶴沢小学校	中央区鶴沢町 2 1－1	
鶴沢小学校（高）	中央区鶴沢町 2 1－1	
院内小学校	中央区祐光 1－2 5－3	
松ヶ丘小学校	中央区松ヶ丘町 5 8 0	
都小学校	中央区都町 1 1 2 9	
都小学校（高）	中央区都町 1 1 2 9	
宮崎	中央区南町 2－2－9	
宮崎小学校（高）	中央区宮崎 2－3－1 3	
星久喜小学校	中央区星久喜町 1 0 6 0	
星久喜小学校（高）	中央区星久喜町 1 0 6 0	
弁天	中央区弁天 1－3 2－2	
生浜小学校	中央区浜野町 1 3 3 5	
生浜小学校（高）	中央区浜野町 1 3 3 5	
生浜西小学校	中央区塩田町 3 1 6－1	
川戸小学校	中央区川戸町 4 5 0	
本町	中央区本町 1－8－1	
本町小学校	中央区本町 2－6－2 3	
大巖寺小学校	中央区大巖寺町 3 7 5	
登戸	中央区登戸 1－1 7－1 4	
仁戸名小学校	中央区仁戸名町 3 8 0	
白旗エリア	中央区白旗 1－3－1 6	
上の台小学校	花見川区幕張本郷 4－8－1	
検見川	花見川区検見川町 2－2 0 3	
検見川小学校（高）	花見川区検見川町 3－3 2 2－2 3	
こてはし台	花見川区こてはし台 5－1 2	
作新	花見川区作新台 6－7	
さつきが丘東小学校	花見川区さつきが丘 1－7	
西小中台小学校	花見川区西小中台 3－1	
花園小学校	花見川区花園 4－1－2	
花園小学校（高）	花見川区花園 4－1－2	
花見川地区	花見川区花見川 2－4 6	
花見川小学校	花見川区花見川 4－1	
朝日ヶ丘小学校	花見川区朝日ヶ丘 2－6－1	
幕張小学校	花見川区幕張町 4－7 8 1	
幕張小学校（高）	花見川区幕張町 4－7 8 1	平成 2 9 年度休所
幕張東小学校	花見川区幕張町 4－6 8 1	
幕張南小学校	花見川区幕張町 3－7 7 1 8	
長作小学校	花見川区長作町 1 2 7 3	
西の谷小学校	花見川区幕張本郷 3－2 2－6	
西の谷小学校（高）	花見川区幕張本郷 3－2 2－6	
瑞穂小学校	花見川区瑞穂 1－2	
さつきが丘西小学校	花見川区さつきが丘 2－1 4	

名 称	位 置	備 考
横戸	花見川区横戸町 1 0 0 5 - 2	
花見川第三小学校	花見川区花見川 1 - 1	
畑小学校	花見川区畑町 1 3 8 5 - 1	
柏井小学校	花見川区柏井 4 - 4 8 - 1	
犢橋	花見川区犢橋町 7 7 7 - 3	
あやめ台小学校	稲毛区園生町 4 4 6 - 1	
柏台小学校	稲毛区園生町 5 8 8	
草野小学校	稲毛区園生町 1 3 8 5	
草野小学校（高）	稲毛区園生町 1 3 8 5	
草野地区	稲毛区長沼原町 7 8 5	
緑町小学校	稲毛区緑町 2 - 1 3 - 1	
緑町小学校（高）	稲毛区緑町 2 - 1 3 - 1	
小中台	稲毛区小仲台 6 - 2 3	
小中台小学校（高）	稲毛区小仲台 6 - 3 4 - 1	
小中台地区	稲毛区小仲台 5 - 3 - 1	
小中台南小学校	稲毛区小仲台 8 - 1 5 - 1	
山王小学校	稲毛区山王町 1 2 1	
山王小学校（高）	稲毛区山王町 1 2 1	
千草台小学校	稲毛区天台 5 - 1 1 - 1	
千草台小学校（高）	稲毛区天台 5 - 1 1 - 1	平成 2 9 年度休所
都賀小学校	稲毛区作草部町 9 3 8	
轟町	稲毛区轟町 1 - 8 - 2 6	
園生	稲毛区小仲台 9 - 4 0 - 3	
園生小学校（高）	稲毛区小仲台 9 - 3 0 - 1	平成 2 9 年度休所
弥生小学校	稲毛区弥生町 3 - 1 8	
千草台東小学校	稲毛区作草部町 1 2 9 8 - 1	
宮野木	稲毛区宮野木町 1 7 5 2 - 1 8 8	
宮野木小学校（高）	稲毛区宮野木町 2 1 0 0	
宮野木地区	稲毛区宮野木町 1 7 5 2 - 1 8 0	
稲毛	稲毛区稲毛 3 - 1 1 - 2	
稲丘小学校	稲毛区稲丘町 1 9 - 3 0	
稲丘小学校（高）	稲毛区稲丘町 1 9 - 3 0	
大宮小学校	若葉区大宮台 7 - 8 - 1	
小倉小学校	若葉区小倉台 5 - 1 - 1	
小倉地区	若葉区小倉台 3 - 2 - 9	
桜木	若葉区桜木 1 - 3 9 - 1	
千城台北小学校	若葉区千城台北 1 - 4 - 1	
千城台西小学校	若葉区千城台西 2 - 2 1 - 1	
千城台南	若葉区千城台南 2 - 3 - 2 7	
みつわ台北小学校	若葉区みつわ台 3 - 5 - 1	
みつわ台北小学校（高）	若葉区みつわ台 3 - 5 - 1	
若松小学校	若葉区若松町 3 6 0 - 1	
若松小学校（高）	若葉区若松町 3 6 0 - 1	
みつわ台南小学校	若葉区みつわ台 1 - 1 7 - 1	
千城台旭小学校	若葉区千城台東 3 - 1 8 - 1	
加曽利	若葉区加曽利町 1 0 3 2 - 3 7	
源	若葉区みつわ台 5 - 1 9 - 8	
都賀の台小学校	若葉区都賀の台 2 - 1 3 - 1	
都賀の台小学校（高）	若葉区都賀の台 2 - 1 3 - 1	
千城台東小学校	若葉区千城台東 1 - 1 5 - 1	
白井小学校	若葉区野呂町 2 1 5	
坂月小学校	若葉区坂月町 2 9 4 - 1	
若松台小学校	若葉区若松台 2 - 2 5 - 1	
有吉小学校	緑区おゆみ野 1 - 5 3	
有吉小学校（高）	緑区おゆみ野 1 - 5 3	平成 2 9 年度休所
泉谷小学校	緑区おゆみ野中央 4 - 3	

名 称	位 置	備 考
誉田小学校	緑区誉田町 1－2 7	
扇田	緑区おゆみ野有吉 3－1	
扇田小学校（高）	緑区おゆみ野中央 1－2 6	
小谷小学校	緑区おゆみ野 4－4 5	
小谷小学校（高）	緑区おゆみ野 4－4 5	
土気南	緑区あすみが丘 4－1 9－1	
金沢小学校	緑区おゆみ野南 5－3 1	
金沢小学校（高）	緑区おゆみ野南 5－3 1	平成 2 9 年度休所
誉田東小学校	緑区誉田町 2－2 1－8 4	
誉田東小学校（高）	緑区誉田町 2－2 1－8 4	
おゆみ野南小学校	緑区おゆみ野南 4－2 6	
おゆみ野南小学校（高）	緑区おゆみ野南 4－2 6	
大椎	緑区あすみが丘 6－5 0－2	
大木戸小学校	緑区大木戸町 3 1 7	
椎名	緑区富岡町 2 9 0－1	
土気小学校	緑区土気町 1 6 3 4－2	
土気小学校（高）	緑区土気町 1 6 3 4－2	
平山小学校	緑区辺田町 1 4 1	
平山小学校（高）	緑区辺田町 1 4 1	
越智小学校	緑区越智町 7 0 5－3 5 9	
あすみが丘小学校	緑区あすみが丘 6－2	
あすみが丘小学校（高）	緑区あすみが丘 6－2	
磯辺わかしお	美浜区磯辺 4－2 8－2	
磯辺小学校（高）	美浜区磯辺 4－1 6－1	
稲毛第二小学校	美浜区稲毛海岸 5－7－1	
稲毛第二小学校（高）	美浜区稲毛海岸 5－7－1	
高洲小学校	美浜区高洲 2－2－2 0	
幸町小学校	美浜区幸町 2－1 2－1 2	
幸町地区	美浜区幸町 2－9－4	
高浜海浜小学校	美浜区高浜 4－8－2	
高浜第一小学校	美浜区高浜 1－4－1	
幕張西小学校	美浜区幕張西 2－8－1	
幕張西小学校（高）	美浜区幕張西 2－8－1	
海浜打瀬小学校	美浜区打瀬 3－3－4	
海浜打瀬小学校（高）	美浜区打瀬 3－3－4	
真砂第五小学校	美浜区真砂 1－1 2－1 5	
幸町第三小学校	美浜区幸町 1－1 0－1	
高洲第三小学校	美浜区高洲 3－3－1 1	
高洲第三小学校（高）	美浜区高洲 3－3－1 1	平成 2 9 年度休所
稲毛海岸	美浜区高洲 3－1 2－1	
打瀬小学校	美浜区打瀬 1－3－1	
打瀬小学校（高）	美浜区打瀬 1－3－1	
打瀬	美浜区打瀬 2－1 3	
真砂西小学校	美浜区真砂 4－5－1	
真砂西小学校（高）	美浜区真砂 4－5－1	
真砂西地区	美浜区真砂 5－2 1	
高洲第四小学校	美浜区高洲 1－1 5－1	
美浜打瀬小学校	美浜区打瀬 2－1 8－1	
真砂東小学校	美浜区真砂 2－1 3－1	
真砂東地区	美浜区真砂 2－3－1	
磯辺第三小学校	美浜区磯辺 1－2 5－1	

※（高）：高学年ルーム

別表第 2

利 用 料

世帯区分	基本時間利用料			延長時間 利用料
	7・8月以外	7月	8月	
一般世帯	7,400円	8,100円	9,600円	1,000円
前年度市区町村民税の所得割課税額 が47,500円未満である世帯	3,700円	4,050円	4,800円	500円
前年度市区町村民税非課税世帯又は 生活保護世帯	無料			無料

- ※ 1 世帯区分における世帯とは、当該世帯に属する児童、児童の父母（事実婚を含む）、祖父母及び曾祖父母であって生計を一にする者により構成されるものをいう。ただし、扶養義務者以外の者が同居し、子どもを監護するなど生計を一にしていると認められる場合は、その者を世帯に含めるものとする。
- ※ 2 生活保護世帯とは、この事業を利用する日におけるその該当の有無をいう。
- ※ 3 市区町村民税非課税世帯及び市区町村民税の所得割課税額が47,500円未満である世帯とは、この事業を利用する日の属する年度の前年度におけるその該当の有無をいい、所得割課税額は、当該世帯に属する者に係る所得割課税額の合算額とする。
- ※ 4 同一世帯で2人以上の児童が利用する場合は、2人目以降の児童については上記利用料金の半額とする。ただし、延長時間の利用料はこの限りではない。
- ※ 5 第14条第2項による利用料の日割額の計算については、次の式により算出するものとする。

$$[\text{利用料月額}] \times [\text{該当月の取り止め日までの開設日数又は利用開始日以降の開設日数 (25日を越える場合は25日)}] \div 25 \text{日}$$
 （ただし、10円未満は切り捨てるものとする。）

千葉市放課後児童健全育成事業利用申込書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長 ※こちらにご記入いただいた方を子どもルーム利用登録上の保護者とさせていただきます。

受付印

保護者	住所	〒 ↓上記住所と利用承認通知等の送付先(住民票住所)が異なる場合はチェックをしてください。 ☐ 転居予定 ☐ 住民票と住まいの住所が異なる ※裏面備考欄に希望送付先を記入してください。		
	フリガナ		連絡先電話番号 (日中連絡のつく番号を一番上に記入ください)	
	氏名		・	(父携帯・母携帯・自宅)
	生活保護法の適用	☐ 無 ☐ 有 ☐ 申請中	・	(父携帯・母携帯・自宅)
			・	(父携帯・母携帯・自宅)
連絡先電子メールアドレス		(PC・携帯・その他())		

1 子どもルームの利用について、次のとおり申し込みます。 ↓希望する子どもルームの施設番号を必ずご記入ください。

フリガナ		男・女	利用開始希望年月	平成 年 月	
児童氏名			審査を希望する期間	平成 年 月入所まで (翌月以降審査を希望しない).....	
			希望順位	施設番号	希望ルーム名 ※必要に応じて第2希望以下記入
			第1希望		子どもルーム
生年月日	平成 年 月 日		第2希望		子どもルーム
通学(予定)小学校名・学年	小学校・ 年生		第3希望		子どもルーム
現在、兄弟姉妹がルームを利用している ☐ いいえ・はい (子どもルーム： 年生)					
入所希望の兄弟姉妹について (同時に同じルームのみ入所する・同時なら別々のルームでも入所する・1人でも入所する)					
以前ルームを利用したことがある(兄弟姉妹、本人) ☐ いいえ・はい (子どもルーム：平成 年度)					

審査の結果すぐにご利用いただけない場合、いつまで審査を希望するかをご記入ください。

2 延長時間の申込みについて、該当する方に「○」をしてください。⇒【 利用する ・ 利用しない 】

迎えをする方(「利用する」に○をした方のみ記入) ※帰宅時の安全面を考慮し、保護者などの迎えが必要です。

氏名	続柄	連絡先電話番号
		(携帯・自宅・その他())
		(携帯・自宅・その他())

3 家族状況について 保護者及び児童と同居している方全員をご記入ください。(父母のいずれかが単身赴任等の場合はその旨を勤務先欄にご記入ください。)

氏名	続柄	性別	生年月日	勤務先(学校名)
個人番号				※審査の際必要となりますので必ずご記入ください。
	父	男	昭・平 年 月 日	(勤務先・学校名等) _____ (通勤時間) 自宅から勤務先等まで _____ 時間 _____ 分(片道) ／交通手段 _____
	母	女	昭・平 年 月 日	(勤務先・学校名等) _____ (通勤時間) 自宅から勤務先等まで _____ 時間 _____ 分(片道) ／交通手段 _____
			昭・平 年 月 日	(勤務先・学校名等)
			昭・平 年 月 日	(勤務先・学校名等)
			昭・平 年 月 日	(勤務先・学校名等)

4 別居の祖父母等について (緊急連絡先とする場合には、備考欄に連絡先電話番号をご記入ください)

氏名	続柄	職業など	住所	備考欄
				(緊急連絡先)
				(緊急連絡先)
				(緊急連絡先)
				(緊急連絡先)

◎記入漏れがないかご確認の上、裏面へお進みください。 裏面へ⇒

健康・生活状態申告欄（希望するルーム： 児童氏名： ）

[illegible]

備考欄 (表面記載住所と利用承認通知等の送付先(住民票住所)が異なる時は必ず記入してください。)

〒_____ - _____
 千葉市_____区_____に、
 （ ____月 ____日頃転居予定 ・ 現在居住中〔住民票と住まいの住所が異なる〕 ）のため、
 利用承認通知等の発送は、（ 転居前の住所〔表〕 ・ 転居先〔上記〕 ・ 住民票と異なる住所 ・ 住民票住所）
 を希望する。

この利用申込書は、利用を希望するルームのある区の保健福祉センターこども家庭課受付窓口へ提出してください。また、子どもルームの利用等の決定に必要な『児童及び児童の属する世帯の住民登録関係情報』については、住民基本台帳法及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、市役所内関係機関に調査、照会させていただきます。

千葉市使用欄	父	就労、所得、他()	備考		
	母	就労、所得、他()			
		就労、所得、他()			

様



千葉市長

平成 年度千葉市放課後児童健全育成事業利用承認通知書

申込みのありました子どもルームの利用について、次のとおり承認いたします。

児 童 氏 名 通 知 書 番 号	平成 年 月 日生
子どもルーム名 所 在 地	
承 認 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
延 長 時 間	
納 入 方 法	

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用料	円	円	円	円	円	円

納付月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用料	円	円	円	円	円	円

【注意事項】

〒
TEL:

FAX:

様式第3号

平成 年 月 日

様

千葉市長

千葉市放課後児童健全育成事業利用不承認通知書

申込みのありました子どもルームの利用（変更）について、下記の理由により不承認となりましたので、通知します。

（児 童 氏 名）

（申込子どもルーム名）

（不 承 認 理 由）

※ 特記事項

（お 問 い 合 わ せ 先）

千葉市放課後児童健全育成事業利用変更届

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

子どもルームの利用について、下記のとおり届け出ます。

保 護 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	連絡先電話番号	— —		
	連絡先電子メールアドレス	@		
児 童	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	平成 年 月 日		
	子どもルーム名・学年	ルーム・ 年生		
	きょうだいのルーム利用	利用していない・利用している (ルーム・ 年生)		
変 更 事 項	変 更 項 目	内 容		
	申込書の記載内容の変更 【電話番号】 【代表保護者】 【学 校 等】	— —		— —
		フリガナ		フリガナ
	退 所	平成 年 月 1 日から利用しません。 ※第1希望ルームについて (該当する□に✓してください) □継続して審査を希望する □今後の審査を希望しない		
		平成29年度利用申し込みをしている場合、申し込みを取り下げますか。 □取り下げる □取下げない		
	子どもルーム利用の休止 ※ <u>年度内で2か月間まで</u> となります。	平成 年 月をお休みします。		
		平成 年 月と平成 年 月をお休みします。		
	延長時間利用の申込	平成 年 月から延長時間 (18時～19時) を利用します。 ※お迎えをする方 (必ず記入してください。)		
		氏 名	続柄	連絡先電話番号
延長時間利用の取り止め	平成 年 月 1 日から延長時間 (18時～19時) を利用しません。 ※18時までのご利用となります。(土曜日は16時30分まで)			

子どもルームの利用変更の届け出について

子どもルームの利用について、下記１から７の変更事項に該当した場合は、子どもルーム
所在区の保健福祉センターこども家庭課へ届け出が必要になります。

	変 更 事 項	提 出 書 類
1	子どもルーム利用の取り止め	『千葉県放課後児童健全育成事業利用変更届』（表面） ※ 変更事項１～４の提出時の注意点 ・提出期限は、 <u>変更を希望する月の前月１０日（窓口での受付は当日が土日祝日の場合は翌開庁日まで、郵送の場合は締切日必着）</u> となります。 ・期限後の提出は、次月扱いとなりますので、ご了承ください。 ※ 変更事項５の提出時の注意点 ・事実発生後、早急にご提出ください。保護者変更の場合、利用料金に変更となる場合があります。 ・住所・氏名等の変更については、学童保育システムの改修に伴い、平成２７年度から住民基本台帳と連動し、自動的に変更されるようになりました。
2	子どもルーム利用の休止 ただし、休止期間は月単位とし、 <u>年度内で２か月まで</u> です。 (入所開始月の休止はできません)	
3	延長時間利用の申込	
4	延長時間利用の取り止め	
5	電話番号、代表保護者、学校等、申込書の記載事項の変更	
6	利用ルームの変更	『千葉県放課後児童健全育成事業利用ルーム変更申請書』 ※ 各保健福祉センターこども家庭課にて配布しております。 ※ 提出時の注意点は、上記１～４と同様です。 ※ 第一希望ルームへの転所による変更は、提出不要です。
7	世帯区分の変更 (世帯構成等の変更により利用料金を変更する方)	『千葉県放課後児童健全育成事業利用料金変更申請書』 ※ 各保健福祉センターこども家庭課にて配布しております。 ※ 原則、 <u>申請月の翌月より</u> 変更となります。添付していただく書類がありますので、お手数ですが、お問い合わせください。
8	利用料金振替口座の変更	『千葉県口座振替依頼書兼自動払込利用申込（廃止届）書』 (金融機関にて配布しております。千葉市内に本支店のある金融機関窓口へご提出ください。)

【お知らせ】

- ◆ 利用料金に関わる変更届（利用の取り止め、休止、延長利用など）を提出期限後に提出した場合、利用料金が発生してしまいますので、ご了承ください。
- ◆ 利用の休止については、月の初日から末日まで休止する場合を除いて、１か月分の利用料金を請求いたしますので、ご注意ください。
- ◆ 延長時間について、提出期限後にやむをえない事情で急遽利用が必要になった場合は、各区へご相談ください。

<問い合わせ先・提出先>各保健福祉センターこども家庭課

区 名	住 所	電話番号	区 名	住 所	電話番号
中 央	〒260-8511 中央区中央4-5-1	221-2172	若 葉	〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1	233-8150
花見川	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1	275-6421	緑	〒266-8550 緑区鎌取町226-1	292-8137
稲 毛	〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4	284-6137	美 浜	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2	270-3150

様式第 5 号

千葉県放課後児童健全育成事業利用ルーム変更申請書

平成 年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

(保護者) 住 所 千葉市 区
氏 名
連絡先電話番号 ー ー
連絡先電子メールアドレス
@

利用承認を受けた子どもルームの利用について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

児 童 氏 名			
現利用 子どもルーム名	子どもルーム		
変更希望 子どもルーム名	希望順位	施設 番号	※ 必要に応じて第二希望以下を記入し てください。
	第 1 希 望		子どもルーム
	第 2 希 望		子どもルーム
	第 3 希 望		子どもルーム
変更希望月	平成 年 月より希望		
変 更 理 由			
新 住 所 等 (転居の場合)	〒		
	TEL ー ー (転校先の小学校名)		

平成 年 月 日

様

千 葉 市 長

千葉県放課後児童健全育成事業利用承認取消し（停止）通知書

次の児童について、下記のとおり子どもルームの利用承認を取消し（停止）することとしましたので、通知します。

記

児 童 氏 名	
子どもルーム名	子どもルーム
利用承認年月日	平成 年 月 日
利用承認取消年月	平成 年 月 日をもって利用承認を 取消します。
利用停止期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
利用承認取消し （停止）理由	

様式第 7 号

千葉市放課後児童健全育成事業利用料減額・免除申請書

平成 年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

(保護者) 住 所 千葉市 区

氏 名
連絡先電話番号 — —
連絡先電子メールアドレス
@

利用料について減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

1 児 童 氏 名

2 子どもルーム名 子どもルーム

3 申 請 理 由

様式第 8 号

平成 年 月 日

様

千葉市長

千葉市放課後児童健全育成事業利用料減額・免除決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました利用料の減額・免除につきまして、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 児 童 氏 名

- 2 子どもルーム名 子どもルーム

- 3 減額・免除後の利用料の内訳は、次のとおりとします。

単位：円

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月

(注)

千葉市放課後児童健全育成事業実施要綱第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、減額・免除を取り消します。

様式第9号

平成 年 月 日

様

千葉市長

千葉市放課後児童健全育成事業利用料減額・免除却下通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました利用料の減額・免除については、千葉市放課後児童健全育成事業利用料減額・免除実施要領の規定により、下記のとおり却下したので通知します。

記

1 児 童 氏 名

2 子どもルーム名

子どもルーム

3 却下の理由

様式第 1 0 号

千葉市放課後児童健全育成事業利用料減額・免除理由変更・消滅届

平成 年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

(保護者) 住 所 千葉市 区

氏 名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス
@

利用料の減額・免除について下記のとおり変更したいので、届け出します。

記

児 童 氏 名	
子どもルーム名	子どもルーム
減額・免除期間	平成 年 月 から平成 年 月 まで
減額・免除 理由変更内容	
減額・免除 消滅期間	平成 年 月 から平成 年 月 まで
消滅する理由	